二　排煙機による排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。

イ　排煙口は、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ロ　排煙機は、一秒間につき四立方メートル以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとすること。

ハ　第一号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

ニ　火災時に生ずる煙を付室から有効に排出することができるものとすること。

三　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。

イ　平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一又は第二に掲げる基準に適合するものであること。

ロ　火災時に生ずる煙を付室から有効に排出することができるものとすること。

四　付室を加圧するための送風機を設けた排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。

イ　付室に設ける給気口その他の排煙設備にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1)　給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

(2)　給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i)　第一第四号の例により手動開放装置を設けること。

(ii)　給気風道に直結すること。

(iii)　開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。

(3)　給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。

(4)　(2)の給気口には、送風機が設けられていること。

(5)　送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。

ロ　付室は、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（付室と連絡する室のうち階段室以外の室をいう。以下同じ。）又は当該空気逃し口を設けている一般室（隣接室と連絡する室のうち付室以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

(1)　イ(2)の給気口の開放に伴つて開放されるものであること。

(2)　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i)　直接外気に接するものであること。

(ii)　厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。

(3)　次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。

(i)　(1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。

(ii)　開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

(4)　不燃材料で造られていること。

(5)　開口面積（平方メートルで表した面積とする。ハ(2)(i)(ロ)において同じ。）が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

$$A_p=\frac{VH-V_e}{7}$$

この式において、A_p、V、H及びV_eは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p　必要開口面積（単位　平方メートル）

V　付室と隣接室を連絡する開口部（以下「遮煙開口部」という。）を通過する排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

V_e　当該隣接室又は一般室に設けられた排煙口のうち、令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ、開放されているものに直結する排煙口（不燃材料で造られ、かつ、付室の給気口の開放に伴い自動的に開放されるものに限る。）の排煙機（当該排煙口の開放に伴い自動的に作動するものに限る。）による排出能力（単位　一秒間につき立方メートル）

ハ　遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1)　遮煙開口部における排出風速（メートル毎秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i)　隣接室が、令第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火設備（当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限る。）で区画され、かつ、令第百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合

$V=2.7\sqrt{H}$

(ii)　隣接室が、平成十二年建設省告示第千四百号第十五号に規定する不燃材料の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

$V=3.3\sqrt{H}$

(iii)　(i)又は(ii)に掲げる場合以外の場合

$V=3.8\sqrt{H}$

(i)から(iii)までの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V　必要排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i)　次の(イ)及び(ロ)に適合するものであること。

(イ)　遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分（当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分に限る。）に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。